日調連発第１０９号
平成２４年８月３日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

この度、群馬会から、別添のとおり標記制度が本月１日から群馬県伊勢崎市で実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

群調発第１５８号
平成24年7月31日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹　内　八十二　　様

群馬土地家屋調査士会
会長　渡　辺　　元

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（お知らせ）

平素は、当会の会務運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が別紙要領にて、本年８月１日から群馬県伊勢崎市で実施される旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

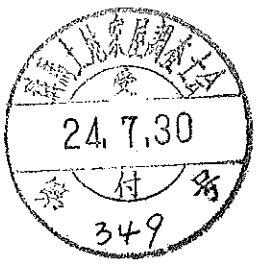

平成２４年７月２７日

群馬土地家屋調査士会会長　様

伊勢崎市長　五十嵐　清隆

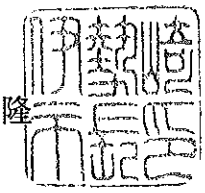

登録型本人通知制度の実施について（お知らせ）

平素より戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして次のとおり実施させていただきますので、ご理解、ご協力と貴団体所属の会員の皆様への周知をお願いいたします。

記

１　制度名称：登録型本人通知制度

２　実施日：平成２４年８月１日（水）受付開始

３　制度内容：別紙のとおり

４　その他

特定事務受任者が裁判・訴訟手続や紛争処理手続等に関するものについては通知の対象外になります。判断に必要になりますので統一請求用紙の使用目的欄への具体的記載をお願いします。

以上

伊勢崎市登録型本人通知制度について

登録型本人通知制度とは

この制度は、事前に登録をすることにより、登録者の住民票や戸籍等抄本などが本人の代理人や第三者に交付された場合に、その交付の事実を本人あてに通知であり、住民票の写しなどの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

（住民基本台帳法、戸籍法に基づく事務ではなく、市町村が独自で行うサービス）

1．登録開始日（受付）

平成２４年８月１日

2．登録できる方

①伊勢崎市に住民登録している人

②伊勢崎市に本籍のある人

3．登録方法

①申請書を直接本人が持参し申請を行う。

②本人作成の「委任状」を代理人が持参し申請を行う。

③本人が郵送で申請書等を送付し、申請を行う。

4．申請ができる窓口

伊勢崎市役所市民課

※本人が窓口に直接来られない場合は代理人による申請、または郵送による申請ができます。

5．申請時間

月曜日から金曜日　８時３０分から１７時１５分まで

土曜日・日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日）は除く

6．申請に必要なもの

①本人が記入した申請書

②本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）

③代理人による申請の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類

7．通知の対象となる証明書

・住民票の写し（除票、改製原を含む）

・住民票記載事項証明書

・戸籍附票の写し（除附票、改製原を含む）

・戸籍謄抄本（除籍、改製原を含む）
・戸籍記載事項証明書

8．通知の内容

①証明書の交付年月日
②交付した証明書の種類及び通数
③交付請求者の種別（代理人・第三者）

9．登録の有効期間

登録日より３年間有効

１０．その他（通知の対象外）

・本人、同一世帯員からによる住民票の写し（記載事項証明書）の請求
・本人、同じ戸籍に記載されている方及び直系の尊属卑属による戸籍証明の請求
・国または地方公共団体の機関からの請求
・弁護士・司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理事務に使用するための請求
・　債権者等による住民票の写しの請求
・　その他市長が特別な申出または請求と認めた請求

問い合わせ先　　市民課　住民記録係　伊藤　℡0270-27-2727